

第7表

令和3年度 取手市情報公開条例の運用状況一覧

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
1	令和3年4月8日	市長 (都市整備部)	建築指導課	建設リサイクル法様式第1号届出書 (受付日が令和3年1月1日から令和3年3月31日までのもので、かつ、工事種類が解体のもの) 表紙のみ	部分開示 (個人情報) (法人情報)
2	令和3年4月12日	市長 (都市整備部)	建築指導課	建り法第10条に基づく届出書(用紙第1号)の一面全て 発注者又は自立施工者の氏名が法人・組合のもので建築物の工事の種類が解体工事のもの 受付日がR2年11月1日～R3年3月31日のもの	部分開示 (法人情報)
3	令和3年5月7日	市長 (まちづくり振興部)	環境対策課	公共工事の積算作業時に使用する、取手市独自で調査した令和2年度の上水道単価一覧表(物価本を参照した単価も含む)と管財費対象単価一覧表(管財費扱いになる資材とならない資材とがわかるもの)と出典一覧表(出典元の根拠がわかるもの)を開示願います。 可能であれば令和3年度の上水道単価一覧表も開示願います。	不開示 (文書不存在)
4	令和3年5月7日	市長 (建設部)	排水対策課	公共工事の積算作業時に使用する、取手市独自で調査した令和2年度の下水道単価一覧表(物価本を参照した単価も含む)と管財費対象単価一覧表(管財費扱いになる資材とならない資材とがわかるもの)と出典一覧表(出典元の根拠がわかるもの)を開示願います。 可能であれば令和3年度の下水道単価一覧表も開示願います。	不開示 (文書不存在)
5	令和3年5月17日	教育委員会	生涯学習課	1. 2021年5月14日現在、●●●●●●●●●●の職員は、●●●●●●●●●●を含め、直接、法的責任を負うべき地方自治法、社会教育法等について、何の知識理解も持たぬことが明白となっている。 この事実は今後の●●●●●●●●●●に関する公務について、利用者との間に法的トラブルが発生する可能性を誘発しかねず、現に過去、訴訟直前まで行った事実があった。 にもかかわらず、●●●●●●●●●●は関係法令についての職員研修の要請を拒否した。●●●●●●●●●●は、「法令について勉強するように言っている」と言うが、そもそも●●●●●●●●●●が、関係法令について極端に無知であり、部下にそれを指示命令する資格は存在しない。地方自治法その他に定める義務規定をなぜ遵守せぬか? a) 少なくとも前記学習を、●●●●●●●●●●にかかわる職員が履行し、熟知している根拠を、前記自治法、社会教育法等の条文ごとにすべて示せ(地方公務員法を含む) b) 前記のすべてについて、地方公務員(当然、非正規職員を含む)が法的義務を遵守すべき研修をなぜ行わぬか、その法的根拠を地方公務員法を含めて示せ。 c) 前記2点について法的根拠(法的根拠は、必ず法令で明文化されている)が示されない場合、本請求人は今後一切、●●●●●●●●●●の意向に従わない。従わなかった場合、いかなる法的措置をとるか。法令条文によって答えよ。	不開示 (文書不存在)
6	令和3年5月19日	市長 (政策推進部)	魅力とりで発信課	1. 2021年5月1日現在、取手市広報紙制作の公務に携わる職員全員の氏名を示せ。 2. 前記1について、前記年月日以前3年間に、前記広報紙制作にかかわった職員の氏名をすべて示せ。	全部開示
7	令和3年5月25日	市長 (総務部)	人事課	政策推進課および総務課の公務の一部について、 1 前記2課またはほかのすべての所轄の公務について、当該のすべての所轄は、地方公務員法第32条の、地方公務員が法令を遵守すべき定めについて、いつ、いかなる研修を行っているか、または、行ったか。(過去5年間) 2 前記1について万一研修の事案が存在しない場合、いかなる学習を行って全職員(非正規を含む)は法令を遵守する義務を果たしているか。この質問、請求は、前記1法律条文の定めを遵守していると見做される職員がきわめて少数である事実による。	全部開示
8	令和3年5月26日	市長 (政策推進部)	文化芸術課	取手市と文化事業団との業務上の契約書を示せ。	部分開示 (法人情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
9	令和3年5月26日	教育委員会	図書館	<p>A</p> <p>過日、前取手市立●●●●●●●●●●は、下記の請求および質問に対して驚くべき回答を示した。大略以下の如し。</p> <p>これまで取手市ではあらゆる法令、政令、省令等に照らし、まったく誤りがなく、前記法令等を遵守している。</p> <p>これに対し、私はこの回答が事実と反している旨を一部のみ挙げたが、答えはなかった。</p> <p>1. 約2年前、●●●●●●●●●●は、私を指して「権利を笠に着て、その権利を濫用することは許されません」なる趣旨の非難を行った。私は意味が理解できず、公文書に記された当該非難の意味を問うたが答えはなかった。</p> <p>a) 「権利の濫用とは何を指すか。当時●●●●●●●●●●は情報公開請求等に対し理解不能な回答を法令の裏付けなしに繰り返していたため、当方も質問・請求を繰り返していたが、その行為を指していたとしか考えられない。裁判の「一事不裁判」と異なり、情報公開請求や質問を繰り返すのは、理解、納得を繰り返すのは当然である。それがいかなる根拠で「権利の濫用」となるのか答えよ。</p> <p>b) 前記の「許されません」とは、誰が許さないのか？住民の行為を法令等に関して「許さない」かどうかは日本国法令が決めることであり、役人が決めることではない。●●●●●●●●●●は、いかなる法的根拠において「許さない」のか、法的根拠を答えよ。</p> <p>2. 前記前段に、取手市の公務に関し、「政令省令」に照らしという趣旨のことを書いた。取手市が政令省令にかかわるはずがない。●●●●●●●●●●は、日本国法令に関し、途方もない無知としか思えないが、前記1同様、現在も●●●●●●●●●●の主張を現在も教育委員会が取消している事実がないとすれば、現在、いかなる根拠で取手市の公務が政令、省令にかかわるのか、法的に答えよ。</p> <p>B</p> <p>3. ●●●●●●●●●●は図書館図書の館外利用について、「閲覧は権利だが館外利用はサービスということになっている」と情報公開請求の場で答えた。当方は、館外利用も閲覧も図書館管理運営規則も定められており、館外利用が権利でないという法的根拠は存在しない。規則で定められている条文文言が権利でないという法的根拠を示せ。</p> <p>4. ●●●●●●●●●●は、前記館外利用の際に図書の返却が遅れた場合の罰則内容の規定が当該要綱にしか存在しないことにつき、自治体の要綱には法的拘束力がないことを繰り返し教示したにもかかわらず、情報公開請求に対し、「法令には要綱で罰則を定めてはならないことが書かれていないから定めてよい」という途方もない答えを示した。これは当たり前だから法令で定めるまでもないから明文化されていないだけで、たとえば「地方公務員は公務において虚偽を述べてはならない」などと法令で定める必要がないのと同然で、思考能力自体を疑わざるを得ない。現在の教育委員会は、要綱で罰則規定を定めるのが正しいと認めているのか（●●●●●●●●●●は自らの誤りを認めていない）。●●●●●●●●●●の主張が正しいとする法的根拠を示せ。</p> <p>5. 前記Aの前段の●●●●●●●●●●のいう「法令…（中略）…等に従って一切の瑕疵がない」と断ずる法的根拠を示せ。さしあたり、「瑕疵」の実例は無数にあるが、本請求に示した例につき「文書不存在」でなく、（あらゆる法令は明文化されている）法的根拠を明確に答え、●●●●●●●●●●の主張に法的根拠がなければ当該主張が虚偽であることを認めよ。</p>	不開示 (存否応答拒否) (文書不存在)
10	令和3年5月27日	市長 (総務部)	人事課	取手市職員の昇任試験のすべての問題を示せ。	部分開示 (事務事業執行)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
18	令和3年6月28日	市長 (総務部)	人事課	<p>1. ここ数年(約5年間)取手市において憲法, 自治法, 地公法等の法令に関する職員研修が行われた形跡がない。前記法令の定めにより, 法令の遵守は地方公務員の法的義務であるが, 取手市職員は法令に関しまったく無知無理解であり, 抑, 法令に従うのが当然の義務という認識を持たぬことは, 最近何箇所かの公文書の証する事実によって明瞭である。</p> <p>いかなる根拠で, 職員の法令に関する研修を行わないのか, 市の要綱, 通知, 打ち合わせ等によりその根拠となるところを音声等を含めて示せ。</p> <p>2. 前記1同様, 取手市議会議案一般の法的理解はきわめて低劣と考えられる(議事録等によって明瞭)。議員にとって, 自治体の法令順守のチェックは最低限度の責務であり, 常識である。これについて議会事務局は何らかの研修を行っているとは到底考えられぬ。</p> <p>最近5年間, 議員に対する前記研修を行っていない法的根拠, または庁内の命令, 通知の打ち合わせ等音声を含めて(仮りに行われた事実があれば)すべて示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
18	令和3年6月28日	議会	議会事務局	<p>1. ここ数年(約5年間)取手市において憲法, 自治法, 地公法等の法令に関する職員研修が行われた形跡がない。前記法令の定めにより, 法令の遵守は地方公務員の法的義務であるが, 取手市職員は法令に関しまったく無知無理解であり, 抑, 法令に従うのが当然の義務という認識を持たぬことは, 最近何箇所かの公文書の証する事実によって明瞭である。</p> <p>いかなる根拠で, 職員の法令に関する研修を行わないのか, 市の要綱, 通知, 打ち合わせ等によりその根拠となるところを音声等を含めて示せ。</p> <p>2. 前記1同様, 取手市議会議案一般の法的理解はきわめて低劣と考えられる(議事録等によって明瞭)。議員にとって, 自治体の法令順守のチェックは最低限度の責務であり, 常識である。これについて議会事務局は何らかの研修を行っているとは到底考えられぬ。</p> <p>最近5年間, 議員に対する前記研修を行っていない法的根拠, または庁内の命令, 通知の打ち合わせ等音声を含めて(仮りに行われた事実があれば)すべて示せ。</p>	不開示 (文書不存在)
19	令和3年7月2日	教育委員会	図書館	<p>1. 取手市立図書館管理運営規則のすべてを示せ。</p> <p>2. かつて, ●●●●●●●●は, 前記規則に「別に定めるところ」と称する要綱を「法的拘束力を持つ」と内容証明郵便の問いに対して答えた。自治体の要綱が法的拘束力を持つ, かつ法的有効性を持つという法的根拠を示せ。</p>	部分開示 (文書不存在)
20	令和3年7月13日	市長 (都市整備部)	建築指導課	<p>建設リサイクル法様式第1号届出書 (受付日が令和3年4月1日から令和3年6月30日までのもので, かつ, 工事種類が解体のもの) 表紙のみ</p>	部分開示 (個人情報) (法人情報)
21	令和3年7月30日	市長 (総務部)	市民課	<p>2021年1月1日から2021年6月30日までに不定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿(所在地番・住居表示・符定年月日の記載のある一覧表)と該当の住居表示台帳(住居番号付定通知書は不要です)</p>	全部開示
22	令和3年8月11日	市長 (福祉部)	子育て支援課	<p>取手市立戸頭北保育所の廃止に至る経緯の全ての関係書類を見せて下さい。</p>	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
22	令和3年8月11日	議会	議会事務局	<p>取手市立戸頭北保育所の廃止に至る経緯の全ての関係書類を見せて下さい。</p>	部分開示 (個人情報)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
22	令和3年8月11日	市長 (総務部)	総務課	取手市立戸頭北保育所の廃止に至る経緯の全ての関係書類を見せて下さい。	全部開示
23	令和3年10月1日	教育委員会	教育総務課	教育委員会定例会 令和3年5/24, 6/29, 7/20, 8/24, 9/28議案等配布資料一式 (非公開部分含む, 議会上程資料等は除く)	部分開示 (個人情報)
24	令和3年10月8日	市長 (政策推進部)	政策推進課	取手市立戸頭北保育所の廃止に至る経緯が解る庁議関連資料を見せて下さい。	全部開示
26	令和3年10月11日	市長 (政策推進部)	秘書課	取手市長の「交際費支出基準」, および制定や改定に関連する, すべての文書 (議事録を含む) ・電磁的記録 (メール・市役所ホームページを含む)	部分開示 (個人情報) (文書不存在)
27	令和3年10月12日	教育委員会	指導課	令和3年8月27日付 茨城県非常事態宣言の延長に伴う市町村立学校等の対応について (依頼) 令和3年9月9日付 上に同じ	全部開示
28	令和3年10月14日	教育委員会	スポーツ振興課	取手グリーンスポーツセンター第1体育室のバスケットゴール更新による床損傷と補強工事に関連する, すべての文章 (関係者聴き取りメモ, 「取手グリーンスポーツセンター第1体育室床損傷に関する事案検証会議」議事録を含む) や電磁的記録 (メール, 会議録音)	部分開示 (個人情報) (法人情報)
29	令和3年10月18日	教育委員会	図書館	取教委発第●●●●号 (令和●年●●●●日付) の「記」の「回答」の約3行において, 取手市教育委員会は「取手市教育委員会事務決裁規程に基づき所定の職員が押印しています」と, 表記の「市長への手紙」へ「回答」1として当該文書の存在を認めている。 それに関し, ●●●●●●●●は「当該文書及び押印した職員の氏名の明示については本回答においてはいたしかねます」と情報公開条例ほかの根拠を明示せずに公開を拒否している。これは明らかに適法ではない。 前記公文書の公開を改めて情報公開請求において請求する。	部分開示 (個人情報)
30	令和3年10月27日	教育委員会	教育総務課	令和3年10月26日 教育委員会定例会 議案等配布資料一式 (非公開部分含む)	部分開示 (個人情報) (意思決定)

受付番号	請求年月日	実施機関	所管課	情報の内容	決定状況
44	令和3年12月28日	市長 (都市整備部)	建築指導課	建設リサイクル法様式第1号届出書 (受付日が令和3年7月1日から令和3年12月28日までのもので、かつ、工事種類が解体のもの) 表紙のみ	部分開示 (個人情報) (法人情報)
45	令和4年1月5日	市長 (総務部)	総務課	私の開示請求に対する昨年12月28日付取総発第901号「情報部分開示決定通知書」により開示された文書「No2政治倫理審査会委員の決定について」の文中にある「各々の茨城県の上部登録機関へ推薦依頼を送付したところ、上記委員の推薦をいただいた」において、送付された推薦依頼および依頼に対する各機関からの回答それぞれが分かる文書(原本控えや文案含む)または電磁的記録	部分開示 (個人情報) (法人情報)
46	令和4年1月10日	市長 (総務部)	総務課	取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士との顧問契約書に係る公文書一切。取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士の所属する法律事務所や弁護士法人との顧問契約に係る公文書一切。取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士の所属する法律事務所や弁護士法人に所属する他の弁護士との顧問契約に係る公文書一切。年度は問わない。廃棄した場合は廃棄記録も含む。	不開示 (文書不存在)
46	令和4年1月10日	教育委員会	教育総務課	取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士との顧問契約書に係る公文書一切。取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士の所属する法律事務所や弁護士法人との顧問契約に係る公文書一切。取手市、取手市長、取手市教育委員会、取手市教育委員会教育長その他取手市の関係機関や関係者と、●●●●●弁護士・●●●●●弁護士の所属する法律事務所や弁護士法人に所属する他の弁護士との顧問契約に係る公文書一切。年度は問わない。廃棄した場合は廃棄記録も含む。	不開示 (文書不存在)
47	令和4年1月7日	市長 (総務部)	市民課	2021年7月1日から2021年12月31日までに付定のあった取手市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居表示符定簿(所在地番・住居表示・符定年月日の記載ある一覧表)と該当の住居表示台帳(住居番号付定通知書は不要です) また、同期間に住居表示を実施した区域がある場合は、当該区域の住居表示台帳・住居表示案内図・住居新旧(旧新)対照表。	全部開示
48	令和4年1月12日	教育委員会	指導課	平成●●年●●月に発生した●●●●●の●●●●●に関する資料、文書のうち、現時点までに廃棄されたものの題目及び担当部署が分かるもの。	全部開示

